

【 13 】

氏名	園 部 逸 夫 その べ いつ お
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 18 号
学位授与の日付	昭 和 42 年 11 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	行政手続の法理

論文調査委員 (主査) 教授 須貝脩一 教授 杉村敏正 教授 中田淳一

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は、第1章行政手続の法理とその適用、第2章行政裁量と行政手続、第3章アメリカ行政手続の課題、第4章アメリカにおける行政行為の司法統制、第5章給付行政と行政手続からなり、補論として、1、行政法上の不確定法概念、2、行政上の送達、を付する。

第1章では、行政手続とは行政過程の法的手続であると定義し、行政手続の基本法理として適正手続の法理と国民の能動的関与の法理とを挙げ、わが国の行政手続を行政立法、行政行為、行政徴収、行政強制執行、行政即決執行、行政罰、行政審判の諸手続について見てその問題点を指摘し、臨時行政調査会の行政手続法草案が立法化されるならばわが国の行政法は進歩するとしている。

第2章では、行政庁による法の解釈に関するアメリカの司法裁判所の態度について論じ、裁判所が行政解釈に対して相当の裁量権を認めることによって控え目な解決をとる傾向があることを明らかにして、結論としては歴史的背景の差異からアメリカの原理を日本に類推適用することは危険であるとしている。

第3章では、1958年11月コロンビア大学法学部創立百周年記念行事として法学シンポジウムが持たれた際に行政手続の問題に関して報告および討議がおこなわれたのについて紹介をなし、次にアメリカの略式行政手続について紹介し、第3に行政手続当事者たる行政庁および私人が行政手続および司法的事件においてどの程度まで資料提出を強制せられうるかの問題に関するアメリカの判例を明らかにしている。

第4章では、アメリカにおける行政行為の司法統制に関して行政行為の司法審査方式を機能的および訴訟形式的に分類し、それぞれの方式の地位を明らかにする。

第5章では、アメリカにおける行政許可の法理をはじめ詳細に紹介し、次にアメリカにおける給付行政の課題について論じて給付行政に対する法的能力の確立も遠い将来のことではないとしている。

補論1では、ドイツ行政法における不確定法概念に関する通説およびこれに反対する諸の異説を紹介し明瞭な結論は出ていないとする。補論2では、行政上の送達に関しドイツ、オーストリアおよび日本の制度を比較している。

## 論文審査の結果の要旨

この論文は、アメリカ行政法の長所とする行政手続の法理を研究し、それがわが国の行政法について参考とされるべき点を探求しようとしたものである。

アメリカ行政手続法に関しては、既に鶴飼信成編「行政手続の研究」その他があり、新進の行政法学者によって盛んに研究せられ、その結果は臨時行政調査会の行政手続法草案において大成されているが、この論文の著者は現地のミシガンおよびコロンビア両大学の法学部において殊にゲルホーン教授指導のもとにアメリカ行政手続法の立ち入った研究を積んだ結果として、従来の研究ではまだ明らかにされなかった略式行政手続、行政許可の原理、社会福祉行政の法理などの新しい研究をしており、アメリカ行政手続法の解明の上に大きな貢献をなすものであるのみならず、わが国の行政手続法の立法についても間接にはあるが裨益するところがある。

結論として、この論文の学問的価値は高く、法学博士の学位論文に値するものと認められる。